

若桜町監査告示第7号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和3年12月1日

若桜町監査委員 谷口 秀昭

若桜町監査委員 山本 安雄

記

## 定期監査報告

- 1 監査の実施日 令和3年11月25日（木）にぎわい創出課
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と  
範囲 にぎわい創出課の所管事務のうち、次の事務について職員から口述  
等を求めて実施した。  
○若桜町産品販売促進業務の委託について
- 4 監査の着眼点 委託料の支出時期及び額は適正か。契約書等関係書類及び各種帳  
簿は確実に整備されているか。また、それらの内容は適正か。
- 5 監査の結果 (1) 上記に関する指摘事項はなし。  
(2) コロナ禍及び天候不順による農作物の生育や収穫の影響などに  
より実施期間における事業の検証はし難いと推測するが、生産者  
等が抱える課題や意見、要望を聞きとるなどして、農業所得の向  
上、さらには地域の活性化などにも繋がるよう、本事業にとどま  
らず様々な観点からも全庁一体となって検討を重ねられたい。

以上